

社会福祉法人六郷福祉会 平成29年度 事業計画書

1. 第二種社会福祉事業 保育所「たちばな保育園」の設置経営

保育理念や保育目標をもとに人を敬う大切さや命の尊さを知り、日々の感謝と反省を身につけ、また体を積極的に動かし丈夫な体作りを行い、健やかに成長できるよう保育します。

○ 保育理念

仏教保育を通し、良いことと悪いことの区別を知ることで、子どもたちの心にお釈迦様の六つの教えを伝え育んでいきます。

○ 保育目標

- *布施…友だちと仲良く遊べる子
- *持戒…きまりをよく守り、みんなと一緒に遊べる子
- *忍辱…がまん強く しまいまでやりとげる子
- * 精進…じょうぶな体で、できることは自分でする子
- *禪定…あわてないで、いつも心のやさしい子
- *智慧…物ごとをよく考えて、すすんでよいことをする子

○ 定員 90名

年間入園児数

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
4月	5	31	16	38	90
5月	5	31	16	38	90
6月	5	31	16	38	90
7月	5	31	16	38	90
8月	5	31	16	38	90
9月	5	31	16	38	90
10月	5	31	16	38	90
11月	5	31	16	38	90
12月	5	31	16	38	90
1月	5	31	16	38	90
2月	5	31	16	38	90
3月	5	31	16	38	90
合計	60	372	192	456	1,080

○ 保育時間

1) 保育標準時間

通常保育：平 日 7時30分～18時30分
土曜日 7時30分～18時30分
延長保育：平 日 7時00分～ 7時30分, 18時30分～19時00分

2) 保育短時間

通常保育：平 日 8時30分～16時30分
土曜日 7時30分～16時30分
延長保育：平 日 7時00分～ 8時30分, 16時30分～19時00分
土曜日 16時30分～18時30分

○ 延長保育料金 ※詳細別紙添付（別紙1）

1) 保育標準時間

平 日 7時00分～ 7時30分：50円／1回
平 日 18時30分～19時00分：50円／1回

2) 保育短時間

平 日 7時00分～ 7時30分：50円／1回
平 日 7時30分～ 8時30分：無料
平 日 16時30分～17時30分：50円／1回
平 日 17時30分～18時30分：50円／1回
平 日 18時30分～19時00分：50円／1回
土曜日 16時30分～17時30分：50円／1回
土曜日 17時30分～18時30分：50円／1回

○ 対象年齢

生後6ヶ月～就学前

○ 職員数

理事長兼園長 1名 副園長 1名 主任保育士 1名 常勤保育士 7名
非常勤保育士 10名 調理師 1名 非常勤調理員 2名 合計23名

○ 職員会議及び職員研修

- ・毎月定例職員会議・給食会議実施 行事会議等適宜実施
- ・乳児保育士担当者研修、中堅保育士研修 他 多数研修会参加

○ 職員の健康管理

- ・健康診断、結核健康診断、腸内病原菌検査実施
- ・調理担当、主任、クラス担任は、毎月腸内病原菌検査を実施

○ 主な行事 ※詳細別紙添付（別紙2）

- 4月 入園・進級式・徒歩遠足
- 5月 花まつり・親子遠足
- 6月 礼拝・プール開き
- 7月 保育参観・七夕まつり・みたま祭り(盆踊り)
- 8月 スイカ割り・プール遊び・水泳教室
- 10月 運動会・いも煮会
- 11月 秋の遠足・七五三
- 12月 保育参観・成道会
- 2月 節分会豆まき・お遊戯会
- 3月 お別れ遠足・年長組体操教室参観

*体操教室 週1回 (4・5歳児)
*避難訓練 月1回
*身体測定 月1回

○ 園児の健康管理 ※詳細別紙添付

- ・全園児健康診断一年2回・歯科検診一年2回・ぎょう虫卵検査一年2回
- ・3・4・5歳児、尿検査一年2回

2. 第二種社会福祉事業 一時預かり事業の経営

毎日保育所（園）を利用するほどではないものの、一時的にお子さんを家庭で見ることが困難となった時に保育します

○ 保護者の就労形態等により、断続的に家庭保育が困難になる方

- ・労 働・・・昼間就労している場合
- ・職 業 訓 練・・・就労を目的として、職業訓練学校等に昼間通学している場合
- ・就 学・・・各種専修学校に昼間通学している場合
- ・就 職・・・仕事を探したり、面接に行く場合
- ・ボランティア活動・・・福祉団体等で定期的な活動をしている場合

○ 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により、緊急または一時的に家庭内保育が困難になる方

- ・疾病・出産・・・疾病、出産等により入院または通院する場合
- ・災害・事故・・・災害時の復旧や不慮の事故に遭遇した場合
- ・看護・介護・・・親族の入院等により看護・介護に従事する場合
　　県外に嫁いだ方が出産、疾病により看護・介護に従事する場合
- ・行事の出席・・・幼稚園、保育園、学校の行事・参観日に参加する場合
- ・社会的理由・・・社会的にやむを得ない理由がある場合

○ 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的な理由により、一時的に保育が必要となる方

○ 利用対象児

市内在住の満1歳～就学前

(幼稚園児は、春・夏・冬休み期間で保護者が仕事の場合に限る)

○ 保育時間

月～金曜日 8：30～17：00 ※祝日、年末年始を除く

○ 利用料金

3歳未満児：1時間300円 3歳以上児：1時間150円 給食費：1食250円

○ 利用見込み

3歳未満児：延2,120時間／年（28人／月）

3歳以上児： 延816時間／年（ 8人／月）

給食利用者： 延340人／年